様式第６号（第９条関係）

複写厳禁

一般廃棄物処理業許可証

住　所　神戸市兵庫区遠矢浜町４番38号

氏　名　株式会社コベック
代表取締役　　山本　宏光

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

許可番号	神戸市許可一廃第５３号
許可年月日	令和８年６月９日
業種	□収集・運搬　■処分（最終処分を除く。）　□最終処分
事業の範囲	一般廃棄物の処分 ⑴ メタン発酵 ① 食品残渣　以上１種類
事業の用に供するすべての施設	種類：メタン発酵施設 廃棄物の種類：食品残渣 設置場所：神戸市兵庫区遠矢浜町４番38号 設置年月日：令和６年３月１１日 処理能力：１２６ｔ／日 許可年月日：令和４年８月１８日 許可番号：第Ｒ０４００１号
事務所及び事業所の名称及び所在地	株式会社コベック 神戸市兵庫区遠矢浜町４番３８号
許可の期間	令和８年６月９日から令和１０年５月２０日まで
処理を行う区域	市内全域
許可の条件	―

上記のとおり許可証を交付する。

令和８年６月９日

神戸市長　久元　喜造

神戸市長之印

※　遵守事項

一般廃棄物の処理にあたっては、本市一般廃棄物処理計画に従って、適正処理に努めるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則」及び関係法令を遵守すること。特に、下記の事項に留意すること。

複写厳禁

1　許可業者として市の一般廃棄物処理計画を遵守するとともに、排出事業者及び収集運搬業者に対して、市の一般廃棄物処理計画を遵守するよう求めること。

2　安全衛生管理に努めるとともに、事故の事前防止のため、施設等の点検及び従業員の指導・教育に努めること。

3　業務状況については市からの請求に速やかに対応できるよう正確に把握、管理しておくこと。

(1)　契約件数、契約量、契約金額。

(2)　一般廃棄物処分業務に関する収入額、支出の内容・額及び収支の状況。

※　注意事項

1　この許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2　この許可証は、事務所又は事業場の見やすい場所に掲示しなければならない。

3　次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの許可証を市長に返還しなければならない。

(1)　その業の許可を取り消されたとき。

(2)　その業を廃止したとき。

(3)　許可の有効期限が経過したとき。

(4)　新たに許可証の交付を受けたとき。

(5)　許可証を損傷したとき。

(6)　許可証の再交付を受けた後、その紛失した許可証を発見したとき。

4　事業の全部の停止を命ぜられたとき又はその事業の全部を休止するときは、この許可証を一時市長に返還しなければならない。